

## 一般社団法人秦野伊勢原医師会個人情報保護細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人秦野伊勢原医師会個人情報保護規程（以下「規程」という。）第2条第2号に規程する実施機関のうち、秦野市医師会及び伊勢原市医師会が保有する個人情報について、規程第48条により必要な事項を定める。

(会長が定める細則の例)

第2条 規程に必要な事項は、会長が定める一般社団法人秦野伊勢原医師会個人情報保護細則の例による。

(会長の専決事項)

第3条 会長は、次に掲げる事項について専決する。

- (1) 一般社団法人秦野伊勢原医師会理事・役員会への諮問
- (2) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不服申立ての決定

(事務局長の専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項について専決する。

- (1) 開示請求に係る諾否の決定
- (2) 訂正請求に係る個人情報を訂正するか否か及び訂正とした場合の具体的内容の決定
- (3) 利用停止請求に係る個人情報を利用停止するか否か及び利用停止とした場合の具体的内容の決定
- (4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る決定期間の延長
- (5) 保有個人情報目的外利用等通知書に記載すべき具体的内容の決定
- (6) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る第三者の意見聴取

(理事・役員会の審議等)

第6条 会長は、事務局長の専決事項に属する事項のうち、重要と認めるものについて、理事・役員会の会議に付すことができる。

2 会長は、専決した事項(軽易なものを除く。)について、直近の理事・役員会の会議に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。